

「PTAの目的・性格・方針」

「嘉手納小学校PTA会則」

嘉手納小学校PTAの目的・性格・方針

目 的

PTAは、児童生徒の健全な成長をはかることを目的とし、親と教師とは協力して学校及び家庭における教育に関し理解を深め、その教育の振興につとめ、さらに児童生徒の校外における生徒の指導、地域における教育環境の改善充実を図るために、会員相互の学習、その他必要な活動を行う団体である。

性 格

PTAは、教育を本旨とする民主団体である。故に次の性格をもつ。

1. 学校に付属したり、従属したりする団体でなく、民主的、自主独立の団体である。
2. 学校の後援をする団体ではない。
3. 教育の事業を行う社会教育団体である。

方 針

1. 教育を本旨とする民主団体として活動するものであり、営利宗教的、政治団体及び事業にいかなる関係も持たない。
2. 児童の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
3. 学校の人事その他の管理には干渉しない。

PTAの考え方

子どもは、親の子であると同時に、社会の子である。親はその子の親であると同時に、社会全体の子どもたちの教育を保障する地域住民の一人である。

子どもを我が子と考えるのは、出発点として当然ですが、“我が子かわいさ”の親のエゴイズムから抜け出さない限りPTA活動は成立しません。すべての子どもたちの健やかな成長発達を保障する地域住民の立場に立って行動する、これがPTAの考え方である。

嘉手納小学校PTA会則

第1章 総 則

第1条 本会は嘉手納小学校PTAという。

第2条 本会の事務所を嘉手納小学校に置く。

第2章 目 的

第3条 本会は、父母と教師が研修を積み、民主教育の理解を深め協力して、家庭学校、社会における子どもたちの幸福な成長を図ることを目的とする。

第3章 事 業

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 会員相互の親睦をはかり、教養を高めるために研修につとめる。
2. 家庭と学校との緊密な連絡によって子どもたちの生活を指導する。
3. 子どもたちの生活環境の整備につとめる。
4. その他本会の目的達成に必要なこと。

第5条 前条の事業を行うため、次の委員会を設ける。

- 1.総務委員会
- 2.文化広報委員会
- 3.生活指導委員会
- 4.環境整備委員会
- 5.保健体育委員会

第6条 委員会の任務は次の通りとする。

- 1.総務委員会
 - 会務の運営
 - 年間行事計画
 - 予算立案
 - 総会
 - 評議委員会への議案に関すること
 - その他(研修等)
- 2.文化広報委員会
 - 広報活動に関すること
 - 地域社会及び学校の文化的行事への参加
- 3.生活指導委員会
 - 地域社会、学校における安全指導に関すること
 - 地域社会、学校の中における生活指導に関すること

4.環境整備委員会

- 地域社会、学校を通じての教育環境の整備
- 地域社会、学校を通じての風紀や習慣の整備改善

5.保健体育委員会

- 地域社会、学校の保健衛生に関する事項
- 地域社会、学校の体育行事に関する事項
- 学校給食に関する事項、その他
- 会員の親睦及びレクリエーションに関する事項

第4章 方 針

第7条 本会は教育を本旨とする民主団体として活動する。

第8条 本会は自主性を堅持し、他のいかなる団体の支配統制干渉を受けない。

第5章 会 員

- 第9条 1.本会の会員は嘉手納小学校に在籍する児童の保護者、嘉手納小学校の職員並びに本会の主旨に賛同するものをもって組織する。
2.本会の会員は、総て嘉手納町PTA連合会の会員となる。

第6章 会 計

第10条 本会の経費は、会費及び寄附金をもってあてる。

第11条 本会の会員は、会費を納入するものとする。

- 1.会費は、年額7,800円とし、三期に分けて納入することができる。
- 2.一括納入は4月30日までに納入する。
- 3.一期分として3,000円を4月30日までに納入する。
- 4.二期分として3,000円を9月10日までに納入する。
- 5.三期分として1,800円を1月10日までに納入する。

第12条 困窮者については、会長及び副会長の協議により会費を減免することができる。

第13条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
(特別会計等がある年度は決算最終月を変更することができる。)

第14条 会計監査委員は2名とし、会員の中より評議員会で推薦し、総会の承認を得るものとする。

第15条 会計監査員の任期は2ヶ年とし、年1回会計の監査に当る。

第7章 役員

第16条 本会に次の役員を置く。

1. 会 長 1名
2. 副 会 長 4名以内
3. 幹 事 1名
4. 庶務会計 1名
5. 各委員会 委員長 1名 副委員長 2名(P1名 T1名)

第17条 本会の役員は次の通り選出する。

1. 会長、副会長は会員の中から評議員会で推薦し、総会の承認を得るものとする。
2. 各委員会の正副委員長は評議員会で選出された当該委員の互選によるものとする。
3. 幹事は学校の教頭がこれにあたる。
4. 庶務会計は公募を行い会長及び副会長が協議し決定する。
5. 本会の事務遂行のため校長は相談役となる。

第18条 役員の任期は次の通りとする。

1. 正副会長 1年
 2. 庶務会計 2年
- どの役員も再任を妨げない。但し補欠によって就任したときは前任者の残任期間とする。

第19条 役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
3. 幹事は会長の命を受け、会務の事務の掌握及び諸計画の草案立案の指導にあたる。
4. 庶務会計は文書の発注、会計事務をつかさどる。
5. 委員長は所属委員会を統轄し、その職務を遂行する。
6. 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代行する。

第8章 集 会

第20条 本会の集会は、総会、評議員会、委員会とする。

1. 総会、評議員会は会長が招集し、会議の議長となる。
2. 委員会は、当該委員長が招集し、その会議の議長となる。

第21条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

1. 定期総会は毎年5月に開催する。
2. 臨時総会は、会長が必要と認めたととき、または評議員の $\frac{3}{4}$ 以上の要求があったときに開催することができる。

第22条 評議員会、理事会は会長が必要と認めたととき随時に開くことができる。

第23条 評議員会はPTA正副会長、相談役(校長)、幹事(教頭)、常置委員会正副委員長、各学年PTA会長、庶務会計、T側は各学年代表1名によって構成する。

第24条 評議員会は、総会につぐ議決機関で、評議員会をもって総会に代えることができる。

第25条 委員会は、随時に開くことができる。

第26条 各集会の議決は出席人員の過半数とし、定足数は次のとおりとする。

1. 総 会 全会員の $\frac{1}{2}$
2. 評議員会 定 員の $\frac{1}{5}$

但し、委任状が提出された者については出席人員とみなす。

第27条 総会の執行事項は次のとおりとする。

1. 会長、副会長、会計監査員の承認
2. 予算の承認、決算の報告
3. 会則の改廃に関する承認
4. 事業計画の承認、会務の報告
5. その他重要な事項についての承認

第28条 評議員会の執行事項は次のとおりとする。

1. 会長、副会長、会計監査員の推薦、委員の選任
2. 事業計画の審議、会務の検討承認
3. 予算の審議、決算の承認
4. 会則の改廃に関する審議
5. その他重要な事項についての承認

第29条 理事会(削除)

第9章 学級PTA

第30条 学級PTAは主に学校教育について話し合う会で、学級児童の幸福な成長と学級PTA会員の向上を図る。

第10章 学年PTA

第31条 学年PTAはその学年の学級同士の連絡、調整協力について話し合い学校との結びつきを深め、学年全体と子どもがそろってのびやかに成長するようにつとめる。

第11章 各区子供会育成会 (削除)

第32条 各区子供会育成会(削除)

第12章 帳 簿

第33条 本会に次の帳簿を備える。

- | | |
|--------------|---------|
| 1. 会則つづり | 2. 会員名簿 |
| 3. 役員名簿 | 4. 会計簿 |
| 5. 記録簿(諸会議録) | |

附 則

1. 本会則は昭和60年4月1日より施行する。
2. 本会則の第17条の5、第18条の3、第19条の3は、平成元年5月25日より施行する。
3. 本会則の第6条の2、3、5、第26条の1、第32条の各区PTAと第11章の各区PTA、第32条の各区PTAを各区子供会育成会に名称替えをする、等は平成3年4月19日より施行する。
4. 本会則の第14条は、平成7年5月23日より施行する。
5. 本会則の第17条の2は、平成11年5月14日より施行する。
6. 本会則の第11条は、平成12年4月1日より施行する。
7. 本会則の第17条の2及び第23条は、平成14年4月27日より施行する。
8. 本会則の第18条の1及び2は平成26年5月1日より施行する。
9. 本会則の第17条の4は平成30年4月9日より施行する。
- 10 本会則の第12条の「理事会の承認を得て」を「会長及び副会長の協議により」に改める。
第17条の2、7を削除する。
第29条を削除する。
第11章を削除する。